

# 朝来市 新型コロナウイルス感染症対策 支援制度等のお知らせ No.7



市民、事業者の皆様には、感染拡大防止にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。第7弾として、朝来市が取り組みます市民、事業活動への支援制度、感染防止対策等支援制度についてお知らせいたします。

発行：朝来市新型コロナウイルス感染症対策本部  
(令和3年7月9日現在)

## 市民・事業者等支援制度

1	低所得の子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外分) (国)	担当	市民生活部市民課
<p>■対象要件</p> <p>①令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者であり令和3年度分の住民税均等割が非課税である方</p> <p>②①のほか、対象児童(18歳年度末までの子(障害児については20歳未満))の養育者であり、以下のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度分の住民税均等割が非課税である方</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる方(家計急変者)</li> </ul> <p>※令和3年4月以降令和4年2月末までに生まれる新生児も対象となります</p> <p>※子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)の支給を受けた方は対象外となります</p> <p>■支給額 対象児童1人につき5万円</p> <p>■申請方法</p> <p>【対象要件①の方】 申請は不要です。8月上旬に手当受給口座に振込み予定です。</p> <p>【対象要件②の方】 申請が必要です。申請は、市民課で受付します。 申請期間：令和3年7月19日(月)から令和4年2月28日(月)まで</p> <p>※詳細については、担当課へお問い合わせください。 【市民生活部市民課】672-6120</p>			



2 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 (国)	担当	健康福祉部社会福祉課
<p>■対象要件 ①緊急小口資金等の特例貸付について、総合支援資金の再貸付まで借り終わった世帯又は8月までに借り終わる世帯 ②再貸付について不承認とされた世帯 ※その他、収入要件、資産要件、求職活動などの要件があります。</p> <p>■支給額 ・単身世帯 月額6万円 ・2人世帯 月額8万円 ・3人以上世帯 月額10万円</p> <p>■支給期間 3カ月</p> <p>■申請期限 令和3年8月31日(火)</p> <p>■申請方法 対象となる方に申請書等を送付します。</p> <p>※詳細については、担当課へお問い合わせください。 【健康福祉部社会福祉課】672-6123</p>		
3 住宅確保給付金の拡充	担当	健康福祉部社会福祉課
<p>離職や廃業等により経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方に対し、家賃額相当分の給付金(限度額あり)を支給することで、住居および就労機会の確保に向けた支援を行います。</p> <p>■対象要件 ①離職・廃業から2年以内の方 ②休業等により収入が減少し、住居を失うおそれがある方 ※その他、収入要件、資産要件、求職活動などの要件があります。</p> <p>■支給期間 原則3カ月</p> <p>※詳細については、担当課へお問い合わせください。 【健康福祉部社会福祉課】672-6123</p>		
4 雇用維持助成金(市独自)	担当	産業振興部経済振興課
<p>■対象要件 国の雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金の支給決定を受けた事業者の内、国の特例措置(※)に該当しないことにより、負担(休業手当の1/10に相当する額)が生じる事業者 【国の特例措置】 ※売上等が前年同期又は前々年同期比30%以上減少している場合：助成率10/10 ※緊急事態宣言に係る休業、営業時間の短縮等の要請事業者：助成率10/10</p> <p>■対象期間 令和3年5月1日から令和3年7月31日の間で実施された休業</p> <p>■助成額 休業手当(上限単価15,000円/日)の1/10に相当する額 ⇒助成限度額 100万円(1事業者当たり)</p> <p>■申請期限 令和3年11月30日(火)※当日消印有効</p> <p>■申請方法 市ホームページから申請様式をダウンロードして申請してください。</p> <p>※詳細については、担当課へお問い合わせください。 【産業振興部経済振興課】672-2816</p>		

新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の発出に伴う人流抑制等の影響により、売上が減少する事業者に対し事業継続の支援を行います。

#### ■支給対象者

令和3年4月25日から令和3年6月20日までの期間を対象として兵庫県知事が休業・営業時間短縮等の要請を行った対象施設を運営する事業者以外の事業者で以下に該当する事業者

##### 【初回申請】

- ①令和3年4月から5月又は5月から6月までの間の連続する2ヶ月すべての月の売上が前年又は前々年同期と比べ30%以上減少していること。
- ②令和3年4月から5月又は5月から6月までの間の連続する2ヶ月すべての月の売上が前年又は前々年同期と比べ50%以上減少していること。

##### 【再申請】

- ③令和3年4月から5月を対象期間として申請された事業者で、5月から6月までの間の連続する2ヶ月すべての月の売上が前年又は前々年同期と比べ30%以上減少していること。
- ④令和3年4月から5月を対象期間として申請された事業者で、5月から6月までの間の連続する2ヶ月すべての月の売上が前年又は前々年同期と比べ50%以上減少していること。

#### ■支給額

##### 【初回申請】

- ①対前年又は前々年比▲30%以上の令和3年4月及び5月又は5月及び6月の平均売上額を対前年又は前々年の同期の平均売上額から差引きして得た額  
⇒支給限度額30万円
- ②対前年又は前々年比▲50%以上の令和3年4月及び5月又は5月及び6月の平均売上額を対前年又は前々年の同期の平均売上額から差引きして得た額  
⇒支給限度額50万円

##### 【再申請】

- ③対前年又は前々年比（5月及び6月）▲30%以上で令和3年6月の売上額を対前年又は前々年の同月の売上額から差引きして得た額  
⇒支給限度額15万円
- ④対前年又は前々年比（5月及び6月）▲50%以上で令和3年6月の売上額を対前年又は前々年の同月の売上額から差引きして得た額  
⇒支給限度額25万円

■申請期限 令和3年8月31日（火）【郵送提出は不可】

■申請方法 市ホームページから申請様式をダウンロードして申請してください。

※詳細については、担当課へお問い合わせください。

【産業振興部経済振興課】672-2816



外出控え



密集回避



密接回避



密閉回避



換気



咳エチケット



手洗い

6 朝来市ふるさと旅行券事業	担当	産業振興部観光交流課
<p>市内の観光産業の再活性化に向け、市内宿泊施設で利用できる宿泊施設利用旅行券を販売し、需要喚起を図ります。</p> <p>■販売内容           ・2,000円旅行券を1,000円で販売します。                           ・1人1泊5枚、最大3連泊まで利用できます。                           ※2,000円未満は利用できません。</p> <p>■販売枚数           10,000枚</p> <p>■対象者             対象宿泊施設を利用する兵庫県在住の個人旅行者</p> <p>■対象施設           朝来市内の宿泊施設</p> <p>■販売方法           県内の主要コンビニエンスストアで販売します。</p> <p>※詳細については、担当課へお問い合わせください。 【産業振興部観光交流課】672-4003</p>		
7 朝来市特産品購入促進事業	担当	産業振興部観光交流課
<p>市内の観光産業の再活性化に向け、特産品、土産物販売店舗での購入の際に、購入額に応じて商品券を進呈し、需要喚起を図ります。</p> <p>■配布方法           1会計あたり税込み1,000円以上の購入ごとに200円の商品券を進呈                           します。(例えば2,000円購入で400円分の商品券を進呈します)</p> <p>■配布枚数           10万枚</p> <p>■対象者             対象の特産品、土産物販売店舗を利用する観光客等</p> <p>■対象施設           主に朝来市の特産品、土産物を販売する店舗</p> <p>■使用方法           商品券を配布した店舗で同日限り使用できます。                           ※タバコ、金券の購入は対象外です。商品200円未満(税込)の                           使用はできません。</p> <p>※詳細については、担当課へお問い合わせください。 【産業振興部観光交流課】672-4003</p>		
8 美しい村づくり資金利子補給事業 (県・市協調)	担当	産業振興部農林振興課
<p>■対象等             ①農業に従事し、又は従事しようとする者又は団体                           ②新型コロナウイルス感染拡大の影響により経営に影響が発生していることを「新型コロナウイルス感染症の影響状況確認表」で融資金融機関が確認できた者                           ③新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受けた農業者等の経営の維持に必要な資金(例:人件費、家賃、光熱水費基本料金等)</p> <p>■貸付限度額       【個人】1,000万円   【団体】2,000万円</p> <p>■償還期間          7年以内(うち据置2年以内)</p> <p>■貸付利率          当初3年間無利子(県・市で負担) 4年目以降は金利0.30%</p> <p>■融資機関          農業協同組合(JA)・県信用農業協同組合連合会(JA兵庫信連)                           兵庫県信用組合等</p> <p>※詳細については、担当課へお問い合わせください。 【産業振興部農林振興課】672-2774</p>		

## 相 談

1	こころのケア相談	担当	健康福祉部 地域医療・健康課
<p>新型コロナウイルス感染症予防で自粛等が長期化する中、「不安や心配で眠れない」「ストレスが溜まる」などのお悩みがある場合は、一人で抱え込まずに早めにご相談ください。</p> <p>※相談等については、担当課へお問い合わせください。</p> <p>※その他の相談窓口は、右のQRコードを読み取るとご覧いただけます。(市ホームページ：困ったときの相談窓口)</p> <p>【健康福祉部地域医療・健康課】672-5269</p>			
2	生活困窮者の自立相談支援	担当	健康福祉部社会福祉課
<p>就労環境の変化等により、収入の減少や住宅を失うおそれがあり、生活に不安がある方は、早めにご相談ください。</p> <p>※相談等については、担当課へお問い合わせください。</p> <p>【健康福祉部社会福祉課】672-6123</p>			
3	ひきこもり相談支援	担当	健康福祉部社会福祉課
<p>家に閉じこもっている、ひきこもり状態にある方を対象とした相談窓口です。どう接したらいいのか分からないなどのお悩みがある場合は、早めにご相談ください。</p> <p>※相談等については、担当課等へお問い合わせください。</p> <p>【居場所「いろは」】 079-660-7578 (朝来市ひきこもり自立支援委託事業者)</p> <p>【健康福祉部社会福祉課】672-6123</p>			

## そ の 他

1	市営住宅の家賃減免について	担当	都市整備部都市開発課 672-6127
2	国民健康保険税の減免について	担当	市民生活部税務課 672-6119
3	後期高齢者医療保険料の減免について	担当	市民生活部市民課 672-6120
4	介護保険料の減免について	担当	健康福祉部高年福祉課 672-6124
5	水道料金等の支払い相談について	担当	都市整備部上下水道課 676-2083

# 新型コロナワクチン接種

## お知らせとお願い



朝来市では、7月1日に18歳以上の市民の皆さまに接種券を発送しました。この接種券は、予約や接種時に必要なクーポン券です。接種をお受けになるまで大切に保管してください。

なお、現在は65歳以上の方、高齢者施設等の従事者、基礎疾患を有する方を対象にワクチン接種を実施しており、続いて60～64歳の皆さま、18～59歳の皆さまの接種予約を開始します。

### 今後の予定

	接種券	WEB予約	電話予約
60～64歳の方	7月1日発送	7月12日(月)～	7月16日(金)～
18～59歳の方	7月1日発送	8月2日(月)～	8月10日(火)～
12～17歳の方	発送日未定	未定	

※18～59歳の方への接種については、9月から開始するよう準備を進めています。

なお、ワクチンの供給状況や予約状況から接種開始時期に変更が生じることがございます。

あらかじめご了承ください。



随時情報を更新しますので、市ホームページや公式LINEアカウント、ケーブルテレビなど市からののお知らせをご確認ください。

朝来市ホームページ

QRコードはこちら →



朝来市LINE公式アカウント

QRコードはこちら →



### 《朝来市新型コロナワクチン接種コールセンター》

電話：(079) 666-8101

受付：平日 午前9時～午後4時(土・日・祝日を除く)

【担当】朝来市地域医療・健康課 新型コロナワクチン接種推進係